

## 基本計画作成業務委託に係るプロポーザル審査会委員の選出について

### 1 業者選定におけるプロポーザル方式とは

主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案して、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、当該委託業務等に係る企画提案書の提出を受け、当該委託業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を決定する方式をいいます。

### 2 本業務でプロポーザル方式を採用する理由

海の観光拠点整備基本計画の作成には、価格だけではなく地域のニーズをいかに反映していくかが重要であり、地域ニーズを示したものに対して実現可能性の高い基本計画となる提案及び支援ができる業者を選ぶことが重要との観点から、プロポーザル方式を採用することにしました。

### 3 プロポーザル方式による業者選定スケジュール案

- (1) プロポーザル審査会設置 9月2日(金)
- (2) 募 集 公 告 9月8日(木)
- (3) 参加意向申出書受付期間 9月8日(木) から 9月21日(水)
- (4) 参加資格確認結果通知日 10月3日(月)
- (5) 企画提案書受付期間 10月3日(月) から 10月17日(月)
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査 10月20日(木)(予定)
- (7) 選 定 結 果 通 知 日 10月21日(金)(予定)

### 4 プロポーザル審査員の役割

- (1) 募集公告前に実施要領、審査要領、企画提案書作成要領等の募集に関する書類確認
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査にて応募のあった業者の採点・審査

### 5 プロポーザル審査会委員の選出

海の観光拠点整備基本計画作成検討委員会の委員長及び副委員長をプロポーザル審査会委員へ選出することを事務局から提案いたします。